

## 令和 6 年度で活動終期を迎える組織の事務作業について

## 1. 提出書類について

令和 6 年度で活動終期を迎える組織

(令和 7 年度から活動期間を新たにする組織) の提出書類一覧 . . . . . 1 p

## 2. 地域資源保全管理構想について

地域資源の適切な保全管理のための推進活動 . . . . . 4 p

地域資源保全管理構想の策定 (記載例) . . . . . 6 p

## 3. 令和 7 年度からの事業計画書について

新しい事業計画の認定について . . . . . 10 p

令和 6 年度で活動終期を迎える組織の今後のスケジュール . . . . . 11 p

様式集 (一部) . . . . . 12 p

## 4. その他

活動終期をまたいでの交付金の持越しについて . . . . . 25 p

**令和6年度で活動終期を迎える組織  
(令和7年度から活動期間を新たに作る組織)  
の提出書類一覧表**

種別	チェック欄	項目	番号	備考	提出方法
地域資源保全管理構想	<input type="checkbox"/>	多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書	①	令和6年度で活動終期を迎える組織が提出する必要があるもの。 ※令和6年度の代表者名で作成	書類1部及び電子データ
	<input type="checkbox"/>	地域資源保全管理構想	②		
	<input type="checkbox"/>	活動範囲、農用地、対象施設の位置図・範囲図	—		
新しい事業の計画に関する書類	<input type="checkbox"/>	様式第1-1号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	③	令和7年度から活動期間を新たに作る組織が作成する必要があるもの。 ※令和7年度の代表者名で作成	
	<input type="checkbox"/>	様式第1-2号 多面的機能発揮促進事業に関する計画	④		
	<input type="checkbox"/>	様式第1-3号 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	⑤		
	<input type="checkbox"/>	活動計画書(別紙1)	⑥		
	<input type="checkbox"/>	規約	—		
	<input type="checkbox"/>	構成員一覧	⑦		
	<input type="checkbox"/>	農用地面積調書(字名・地番・地目(田)・地籍が記載されたもの) ※高岡市で用意いたします	—		
	<input type="checkbox"/>	認定対象区域図面(活動エリアがわかるもの)	—		
	<input type="checkbox"/>	総会資料及び議事録(写し)	—	書類1部	

**提出日 地域資源保全管理構想 : 令和7年4月8日(予定)**  
**新しい事業計画に関する書類 : 令和7年5月15日(予定)**

## 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定し、これに基づいた取組を行うこと。

### 【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展おり、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

※1 略称は「推進活動」、活動内容は P20 参照。

### 【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1～3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施
- 3 推進活動の結果を踏まえて、5年間の活動終了時まで、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
<p>●活動計画の作成 (保全管理目標及びその内容、目標実現に向けた推進活動の内容)</p>				
<p>➡ 推進活動(地域における検討会、意向調査等)の実施</p>				
			<p>●素案</p>	<p>●決定(総会の議決)</p>
<p>■ ■ ■ ■ ■</p> <p>●地域資源保全管理構想策定 (策定後5年程度を見通した課題、目指すべき姿、取り組むべき活動・方策)</p>				

各段階の詳細な実施手順は、以下に示すとおりです。

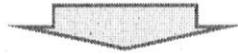
#### 1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っただき、農用地や水路等の地域資源の①保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき②保全管理の内容とその③取組方向を定めた上で、これを実現する具体的な行動として④取組内容を定めます。

これらの項目については以下に示すとおり、想定される主な内容を活動計画書に例示していますので、該当する項目から選択することにより活動計画書に記載します。該当項目が無い場合は、「その他」の項目に具体的な内容を記載します。

(1項目以上選択)

- 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)



#### ④取組内容

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、具体的に行う推進活動内容について選択します。

(1項目以上選択)

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- その他(例:地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動等)

※略称は「推進活動」、活動内容はP20参照。

## 2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要のある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、次の3.に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録(実施要領様式第1-6号)に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

### 3. 地域資源保全管理構想の策定

#### (1) 地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っていていただき、構想としてまとめていただくものです。

具体的な記載内容としては以下のとおりであり、人・農地プランや市町村が定めるビジョン等で整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。

(別添)		
<p>〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)</p>		
<p>1. 地域で保全管理していく農用地及び施設</p>		
<p>(1) 農用地 (2) 水路、農道、ため池 (3) その他施設等</p>	<p>・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。 ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。</p>	
<p>2. 地域の共同活動で行う保全管理活動</p>	<p>(1) 農用地について行う活動 (2) 水路、農道、ため池について行う活動 (3) その他施設について行う活動</p>	<p>・対象とする活動の範囲、内容を記載する。</p>
<p>3. 地域の共同活動の実施体制</p>	<p>(1) 組織の構成員、意思決定方法 (2) 構成員の役割分担</p>	<p>① 農用地について行う活動 ② 水路、農道、ため池について行う活動 ③ その他施設について行う活動</p> <p>・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。</p>
<p>4. 地域農業の担い手の育成・確保</p>	<p>(1) 担い手農家の育成・確保 (2) 農地の利用集積</p>	<p>・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。</p>
<p>5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策</p>	<p>・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。</p> <p>(取り組むべき活動・方策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化</li> <li>・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用</li> <li>・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動</li> <li>・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動</li> <li>・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備</li> </ul>	
<p>※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。</p>		

## (2) 組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

### ①話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- ・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

※略称は「推進活動」、  
活動内容は P20 参照。

### ②資料の準備

- ・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

### ③課題の抽出

- ・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

### ④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。



- ・側溝の泥上げ 毎年1回(4月)
  - ・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定
  - ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
  - ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定
- (活動の範囲は別紙のとおり)

(3) その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵の適正管理 毎年3回(6月、8月、9月)
  - ・防風林の枝払い 毎年1回(4月)
  - ・防風ネットの適正管理 毎年1回(4月)
- (活動の範囲は別紙のとおり)

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。

担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

(2) 構成員の役割分担

活動項目	農業者 (担い手)	農業者 (担い手以外)	土地持ち 非農家	地域 住民	その他 ( )
①農用地について行う活動	■	■	□	□	□
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	□	□	□
・遊休農地発生防止のための保全活動	■	■	□	□	□
・畦畔・農用地法面の草刈	■	■	□	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
② 水路、農道、ため池について行う活動					
1)水路					
・水路の草刈	■	■	■	■	□
・水路の泥上げ	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(かんがい期前の注水)	■	■	□	□	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
2)農道					
・路肩、法面の草刈	■	■	■	■	□
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	□
・施設の適正管理(農道の路面維持)	■	■	■	■	□
・異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
・応急措置	■	■	□	□	□
③ その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理	■	■	□	□	□

・防風林の枝払い	■	■	□	□	□
・防風ネットの適正管理	■	■	□	□	□

#### 4. 地域農業の担い手の育成・確保

人・農地プラン等を基に、担い手農家及び農地集積の現状及び目標を記載する。  
人・農地プランがない場合には、地域資源保全管理構想の話し合いの場を活用して、人・農地プランも作成する。

##### (1) 担い手農家の育成・確保

###### 【現状の例】

- ・平成〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

###### 【目標の例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
- ・法人化を進め、平成〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、平成〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

##### (2) 農地の利用集積

###### 【現状の例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

###### 【目標の例】

- ・農地中間管理機構と市、JA が連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、平成〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

#### 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

###### 【今後の課題、目指すべき姿の例】

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。

## 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- ・5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

### 【取り組むべき活動・方策の例】

- ・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO 法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、地域住民の参画を促す。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。

## 事業実施期間の終了を迎える組織は、 新たに事業計画の認定が必要になります!!

☞ 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあっては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して新たに市町村の認定を受けてください。

☞ 事業計画をつくるのは大変なの？

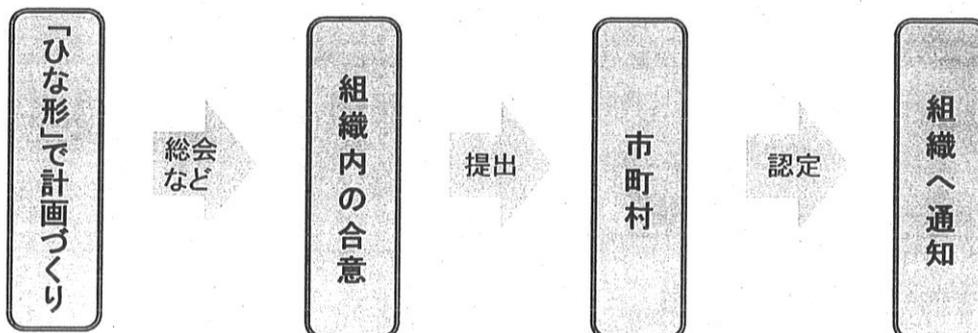
簡単!!

- 次ページの事業計画書の「ひな形」に必要事項を記載し、活動計画書等を添付すればOKです。
- 次期活動に向け組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画が出来ます。

☞ どんな手続きが必要なの？

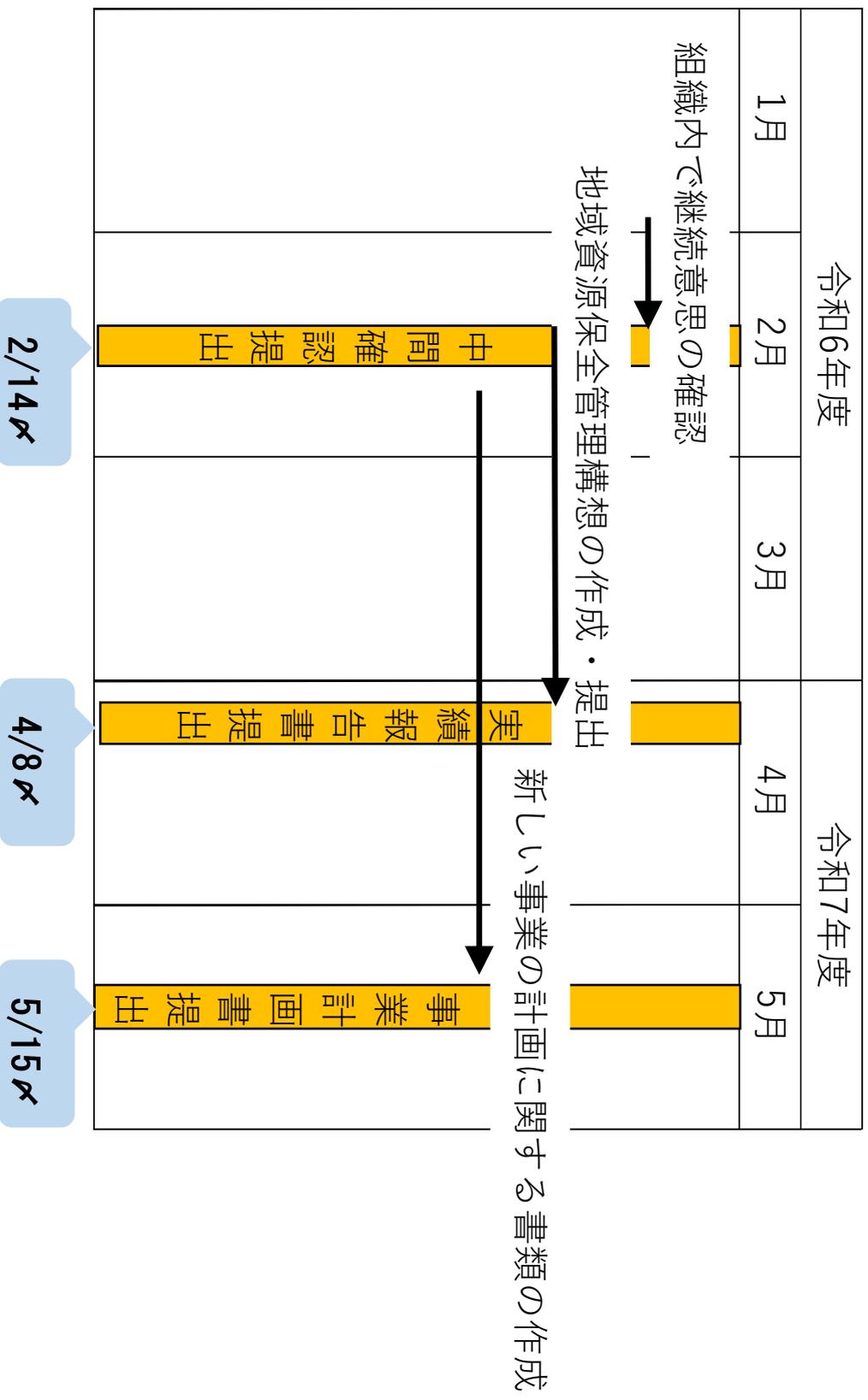
早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、実施期間終了年度の3月中に事業計画をつくりましょう。

## 令和6年度で活動終期を迎える組織の今後のスケジュール



①

(別記 1 - 4 様式)

日付は令和 7 年 3 月 31 日付でお願いします。

令和 7 年 3 月 31 日

高岡市長 角田 悠紀 殿

〇〇地区環境保全会  
代表 〇〇 〇〇 印

※令和 6 年の代表者名で提出する

令和 6 年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産事務次官依命通知）第 1 の 2 の（2）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

②

(別添)

〇〇地区地域資源保全管理構想

(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。  
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
  - ① 農用地について行う活動
  - ② 水路、農道、ため池について行う活動
  - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

(様式第1-1号)

令和 年 月 日

高岡市長 殿

令和7年6月30日付でお願いします。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業（多面的機能支払交付金）
  - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
  - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
  - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

# 4

(様式第1-2号)

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和 年 月 日

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

#### 1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

#### 2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

### 2 多面的機能発揮促進事業の内容

#### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

##### ① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
<input checked="" type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
<input checked="" type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

##### ② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

#### (2) 活動の内容等

##### ① 1号事業

#### 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

#### 2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「（1）農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「（2）資源向上支払（共同）」及び「（3）資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

### 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

### 4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第 1 - 3 号)

令和 年 月 日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	
組織名	
(ふりがな)	
代表者氏名	
(ふりがな)	
所在地	

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
<input type="checkbox"/>	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に ( ) 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

## I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

### 1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度	備考
農地維持支払						
資源向上支払 (共同)						
資源向上支払 (長寿命化)						
中山間地域等 直接支払						
環境保全型農業 直接支払						

### 2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面 積※1					計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面 支払					a		円
中山間 直払	a	a	a	a	a	a	円
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜			
取組 面積	環境 直払※2					a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設		

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

### 3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

### 4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

### 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/10a	円
畑		円/10a	円
草地		円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/10a	円
畑		円/10a	円
草地		円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払 (共同) を5年以上実施、又は資源向上支払 (長寿命化) に取り組む

- ①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する
- ①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
- ②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する
- ①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田		円/10a	円
畑		円/10a	円
草地		円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒

満たさない場合は○  
集落数×200万円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域

地域振興立法の適用  特定農山村  振興山村  過疎  半島

離島  沖縄  奄美群島  小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払  資源向上支払  資源向上支払

(共同) (長寿命化)

### 3. 活動の計画

#### (1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
点検・ 計画策定	1 点検														
	2 年度活動計画の策定														
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修														
実践活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理													
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り													
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理													
	水 路	7 水路の草刈り													
		8 水路の泥上げ													
		9 水路附帯施設の保守管理													
	農 道	10 農道の草刈り													
		11 農道側溝の泥上げ													
		12 路面の維持													
	た め 池	13 ため池の草刈り													
		14 ため池の泥上げ													
		15 ため池附帯施設の保守管理													
	共通	16 異常気象時の対応													
	地域資源の適切な保安全管理のための推進活動														

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

<input type="checkbox"/>	①中心経営体との役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/>	④集落間連携や広域的活動による保全管理
<input type="checkbox"/>	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	<input type="checkbox"/>	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
<input type="checkbox"/>	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/>	⑥その他 <input style="width: 100px;" type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/>	④共同利用施設の保全管理
<input type="checkbox"/>	②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/>	⑤その他 <input style="width: 100px;" type="text"/>
<input type="checkbox"/>	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業		

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="checkbox"/>	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="checkbox"/>	②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/>	⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="checkbox"/>	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/>	⑦その他 <input style="width: 100px;" type="text"/>
<input type="checkbox"/>	④新たな保全管理の担い手の確保		

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/>	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/>	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/>	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="checkbox"/>	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/>	23. その他 <input style="width: 100px;" type="text"/>
<input type="checkbox"/>	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催		

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
施設の軽微な補修	機能診断 計画策定	24 農用地の機能診断														
		25 水路の機能診断														
		26 農道の機能診断														
		27 ため池の機能診断														
		28 年度活動計画の策定														
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修														
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等														
		31 水路の軽微な補修等														
		32 農道の軽微な補修等														
		33 ため池の軽微な補修等														

※1 推進活動の内容：主にこの枠内に記載の内容について組織内で話し合い、地域資源保全管理構想を策定する。(話し合いの際には、これまでの活動計画書を参考にするとよい。)

農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定															
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定															
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定															
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定															
		38 資源循環計画の策定															
活動区分	活動項目	毎年度の実施時期															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
農村環境保全活動	実践活動																
		この線より上に行を挿入してください。															
啓発・普及	51 啓発・普及活動																

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
多面的機能の増進を図る活動																
		この線より上に行を挿入してください。														
	60 広報活動															



# 7

令和7年6月30日付とします。 (規約別紙)  
 ○年○月○日

## 構成員一覧

以下3. の構成員は、へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

### 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

### 2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

### 3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。
- ★団体の場合は代表者名を記入してください。

#### (1) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考

この線より上に行を挿入してください。

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）

この線より上に行を挿入してください。

令和7年1月28日

## 活動終期をまたいでの交付金の持越しについて

令和6年度（令和7年3月31日）で事業計画の5年目が終了する組織については、原則として通帳の残高をゼロにさせていただく必要がありますが、**令和7年度（令和7年4月1日）以降も引き続き多面的機能支払交付金に取り組み****れる組織については、持越しが可能**です。

ただし、年間交付額の3割以上もしくは100万円以上といった多額の交付金の持ち越しが発生する見込みがある場合は、必ず、できる限り早い段階で高岡市にご相談ください。

### 【根拠法令】

活動組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金を経理に含めることができるものとする。

多面的機能支払交付金実施要領より抜粋  
(第1-11-(1)および第2-13-(1))